

英語「話すこと」の評価に関する検討委員会（第3回）会議要旨

- 1 日時 平成30年12月18日（火） 午前10時から正午まで
- 2 会場 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22
- 3 欠席者 長田委員、平井委員
- 4 協議内容（意見・説明要旨）

（1）英語「話すこと」の評価の方向性

（英語教育の方向性）

- 中学校において4技能のバランスの取れた指導をより一層充実させるとともに、小・中学校において身に付けた英語によるコミュニケーション能力を高等学校においてさらに向上させる小中高一貫した英語教育を進めていく必要がある。

（平成29年度東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会の報告について）

- 都立高等学校入学者選抜では、学習指導要領で求められる力（英語検査においては、「聞くこと」「話すこと」「書くこと」「読むこと」）が身に付いているかを測る必要がある。「話すこと」の検査を導入するに当たっては、民間の資格・検定試験実施団体の知見を活用する。

（2）平成30年度経過

（英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置）

- 英語「話すこと」の検査実施に当たっての配慮事項、今後の検討事項、導入に向けての留意点等について、東京都教育委員会としての方針及び具体的方策を検討した。

（フィージビリティ調査の実施）

- 中学校学習指導要領に示されている「言語活動」、「言語の使用場面及び言語の働き」の範囲内から課題を設定し、使用する言語材料及び語彙は中学校学習指導要領及び中学校検定教科書で扱われているものとした。調査結果分析からは、受験者の能力を適正に測定できたという結果が出ており、出題内容の妥当性を担保することができた。
- 高得点層に受験者が集中しており、受験者間の得点差が小さかった。
- 複数の採点者が採点を行うことで、採点の客観性・信頼性を担保することができた。
- 運営のノウハウをもつ事業者による試験監督者及び補助員確保、詳細な運営マニュアルの作成により、円滑な運営を行うことができた。今後、実施規模が大きくなった場合は、試験資材を安全に保管するための場所の確保等、環境整備が必要となる。また、対面式での実施は、多くの人員の配置や試験を実施する部屋の確保が必要となる。

（3）英語「話すこと」の評価の概要

（全体概要）

- 都教委が監修し、民間の資格・検定試験実施団体が実施する新たな資格・検定試験であるスピーキングテストを活用して、中学生のスピーキング能力を把握する。
- スピーキングテストを実施することにより、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実、都立高等学校入学者選抜における「話すこと」の評価導入、高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実を図る。
- 学習指導要領移行期間の生徒の学習状況を十分に踏まえ、出題するべきである。また、技能を統合した問題の出題について、引き続き検討を続ける。

（4）今後の予定

（英語「話すこと」の評価に関する検討委員会教育委員会報告）

- 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の検討結果及び今後の具体的スケジュールは、年度内に教育委員会に報告する。

（情報提供）

- スピーキングテストの実施について、生徒や保護者、学校関係者に対して十分な情報提供を行う。